

平成13年2月9日
東海財務局

〔 局 長 談 話 〕

東濃信用金庫と瑞浪商工信用組合の
事業譲渡基本合意について

1. 本日、東濃信用金庫と瑞浪商工信用組合から、東濃信用金庫が瑞浪商工信用組合の事業を譲り受けることについて基本合意に達し、事業譲渡基本合意書を締結した旨の報告を受けたところである。
2. 瑞浪商工信用組合については、平成12年12月8日に、金融再生委員会により、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第8条第1項に基づく処分が行われていた。
同組合の金融整理管財人が、事業地区内に営業基盤を有する金融機関に対して、事業譲り受けの要請を行っていたところ、東濃信用金庫が、地域の金融秩序の維持と地元経済への影響等を勘案して当該要請に応ずることが適当との判断をされ、本日、事業譲渡の基本合意に至ったものと聞いている。
3. 東海財務局としては、今回の合意が、地域金融秩序の維持及び地元経済の安定化に資するものと評価するとともに、今後、事業譲渡が行われるまでの間、引続き金融整理管財人による同組合の業務運営等が円滑に行われ、併せて、当該事業譲渡基本合意書に基づき事業譲渡の手続きが円滑に進むよう、関係機関とも連絡を図りつつ最大限の協力を行ってまいりたい。